

<講座用テキストレジュメ：労働編>

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、平成 30 年 4 月 13 日時点における情報です。  
 また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

1. 労働基準法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
90	(3)1 つ目□イ)1 行目 常勤の消防団員及び	常勤の消防団員、 <u>准救急隊員</u> 及び

◆訂正表

頁	誤	正
75	上から 4 行目 ( <del>平 13. 4. 6 基発 339 号</del> )。	( <u>平 29. 1. 20 基発 0120 第 3 号</u> )。

2. 労働安全衛生法

◆新旧対照表

○補正情報なし

◆訂正表

頁	誤	正
78	(3)条文 1 行目 則 13 条 1 項 <del>2</del> 号に掲げる業務	則 13 条 1 項 <u>3</u> 号に掲げる業務
79	ちょっとアドバイス・1 行目 「則 13 条 1 項 <del>2</del> 号に掲げる業務」	「則 13 条 1 項 <u>3</u> 号に掲げる業務」
103	ここをチェック・1 つ目□2 行目 (則 <del>88</del> 条 <del>1</del> 項)	(則 <u>85</u> 条)
105	Advance・1 行目 (則 89 条の <del>2</del> )	(則 <u>89</u> 条)

3. 労災保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
82	ちょっとアドバイス・1 つ目□表内 105, 130 円	<u>105, 290 円</u>

	52,570円 57,110円 28,560円	52,650円 57,190円 28,600円
112	(4)本文2行目と4行目 —(平成25年度以前の各年度については、賃金の支払の確保等に関する法律の規定による未払賃金の立替払事業を含む)— 所定の額に <del>118分18</del>	削除  所定の額に <u>120分20</u>
123	ここをチェック・1つ目□ハ)のd) 職場意識改善助成金及び	<u>時間外労働等改善助成金</u> 及び
138	ちょっとアドバイス・4つ目□5段目 e) 全文	<u>【差替①】</u>

#### ◆訂正表

○訂正情報なし

#### 【差替①】

e) 日常生活を円滑に営むことができるようにするための必要な援助として行われる作業のうち次に掲げるもの (平27選)

- イ) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの  
ロ) 炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為

#### 4. 雇用保険法

##### ◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
19	【雇用保険被保険者氏名変更届】1段目 <u>速やかに</u>	<u>当該被保険者に係る資格喪失届等又は当該被保険者が当該事業主を経由して行う支給申請手続(高年齢雇用継続基本給付金の支給申請等)の際</u>
143	枠2段目6行目と8行目 人材確保等支援助成金(職場定着支援助成金、3年以内既卒者等採用定着コースetc.)— 障害者雇用促進等助成金(障害者雇用安定奨励金等)—	<u>人材確保等支援助成金</u>  <u>障害者雇用安定助成金</u>

◆訂正表

頁	誤	正
16	3 段目「短時間労働者」1 つ目□2 行目 かつ、 <del>40</del> 時間未満	かつ、 <u>30</u> 時間未満
68	1 行目◆の上	<u>「ここで具体例！」マークを追加</u>
80	1 つ目ちょっとアドバイス・1 行目 □特例受給資格者に係る賃金日額が、受給資格に係る離職の日において	□特例受給資格に係る離職の日において <u>65 歳以上の特例受給資格者に係る賃金日額が、受給資格に係る離職の日において 30 歳未満の受給資格者について定められた上限額(13,420 円)を超えるときは、その額(13,420 円)を賃金日額とする(2 項)。</u>
87	ここをチェック・1 つ目□2 行目 管轄公共職業安定所の長は、	公共職業安定所の長は、
107	ちょっとアドバイス・図表内 2 行目 距離が往復 <del>200</del> km 未満	距離が <u>400</u> km 未満
150	ちょっとアドバイス・図表 1 段目 1 行目 雇用保険施行規則	雇用保険 <u>法</u> 施行規則

5. 労働保険徴収法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
32	Advance・2 つ目□ 図表内 (労務费率)	<u>【差替②】</u>
34	ここをチェック・2 つ目□ ◆労災保険率表 (労災保険率)	<u>【差替③】</u>
36	ここをチェック・1 つ目□ 平成 <del>29</del> 年 4 月 1 日 (平 <del>29</del> .4.1 厚労告 170 号) 平成 <del>29</del> 年度保険料算定分	平成 <u>30</u> 年 4 月 1 日 (平 <u>30</u> .1.30 厚労告 19 号) 平成 <u>30</u> 年度保険料算定分
40	ちょっとアドバイス 図表内 (第 2 種保険料率等)	<u>【差替④】</u>
89	Advance・②の図表内右列 平成 <del>29</del> 年、 <del>9.0</del> %、 <del>2.7</del> %	平成 <u>30</u> 年、 <u>8.9</u> %、 <u>2.6</u> %
	Advance・②1 つ目□3 行目 告示する割合 (平成 <del>29</del> 年は <del>0.7</del> %)	告示する割合 (平成 <u>30</u> 年は <u>0.6</u> %)

◆訂正表

頁	誤	正
12	3つ目□1行目 (則1条3項1号)	(則10条1項)
32	Advance・2つ目□図表内3段目 塗装工事業	舗装工事業
36	ここをチェック・2つ目□3行目 (平22.4.1厚労告152号)	(平28.12.21厚労告427号)

【差替②】

事業分類	事業の種類	労務費率 (単位：1/100)			
		改正後	改正前	変化	
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19	19		
	道路新設事業	19	20	↓	
	舗装工事業	17	18	↓	
	鉄道又は軌道新設事業	24	25	↓	
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	23	23		
	既設建築物設備工事業	23	23		
	機械装置の組立て又は 据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの その他のもの	38 21	40 22	↓ ↓
	その他の建設事業		24	24	

【差替③】

事業の種類分類	事業の種類	労災保険率 (単位：1/1,000)		
		改正後	改正前	変化
林業	林業	60	60	
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）	18	19	↓
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	38	
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイ ト鉱業を除く）又は石炭鉱業	88	88	
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	20	↓
	原油又は天然ガス鉱業	2.5	3	↓
	採石業	49	52	↓
	その他の鉱業	26	26	
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	62	79	↓
	道路新設事業	11	11	
	舗装工事業	9	9	
	鉄道又は軌道新設事業	9	9.5	↓
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	9.5	11	↓

	既設建築物設備工事業	12	15	↓
	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6.5	
	その他の建設事業	15	17	↓
製造業	食料品製造業	6	6	
	繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5	↓
	木材又は木製品製造業	14	14	
	パルプ又は紙製造業	6.5	7	↓
	印刷又は製本業	3.5	3.5	
	化学工業	4.5	4.5	
	ガラス又はセメント製造業	6	5.5	↑
	コンクリート製造業	13	13	
	陶磁器製品製造業	18	19	↓
	その他の窯業又は土石製品製造業	26	26	
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	6.5	7	↓
	非鉄金属精錬業	7	6.5	↑
	金属材料品製造業（鋳物業を除く）	5.5	5.5	
	鋳物業	16	18	↓
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く）	10	10	
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く）	6.5	6.5	
	めっき業	7	7	
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く）	5	5.5	↓
	電気機械器具製造業	2.5	3	↓
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く）	4	4	
	船舶製造又は修理業	23	23	
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	2.5	2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5		
その他の製造業	6.5	6.5		
運輸業	交通運輸事業	4	4.5	↓
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く）	9	9	
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	9	9	
	港湾荷役業	13	13	
電気、ガス等又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	
	清掃、火葬又はと畜の事業	13	12	↑
	ビルメンテナンス業	5.5	5.5	
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7	↓
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	

	卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	3	3.5	↓
	金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	
	その他の各種事業	3	3	
則 16 条 1 項	船員法 1 条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業	47	49	↓

【差替④】

事業又は作業の種類	第 2 種保険料率 (単位：1/1,000)		
	改正後	改正前	変化
自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業	12	13	↓
建設業の一人親方	18	19	↓
漁船による水産動植物の採捕の事業	45	46	↓
<b>林業の一人親方</b>	<b>52</b>	52	
医薬品の配置販売業者	7	7	
再生資源取扱業者	14	14	
船員法 1 条に規定する船員が行う事業に係る一人親方	48	49	↓
指定農業機械従事者	3	3	
職場適応訓練受講者	3	3	
金属等の加工・洋食器加工作業	15	16	↓
履物等の加工の作業	6	7	↓
陶磁器製造の作業	17	17	
動力機械による作業	3	4	↓
仏壇・食器の加工の作業	18	18	
事業主団体等委託訓練従事者	3	3	
特定農作業従事者	9	9	
労働組合等常勤役員	3	4	↓
介護作業従事者及び家事支援従事者	5	6	↓